

平成30年第1回片品村議会定例会会議録第2号

議事日程 第2号

平成30年3月13日（火曜日）午後 1時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 陳情第 1号 インフルエンザ予防接種の費用一部補助に関する、陳情書
- 日程第 3 陳情第 2号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める陳情
- 日程第 4 陳情第 3号 若い人も高齢者も安心できる年金制度である全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める陳情
- 日程第 5 議案第18号 平成29年度片品村一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 6 議案第19号 平成29年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 7 議案第20号 平成29年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 8 議案第21号 平成29年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 9 議案第22号 平成29年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第23号 平成29年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第24号 平成29年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第25号 平成30年度片品村一般会計予算について
- 日程第13 議案第26号 平成30年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第14 議案第27号 平成30年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第28号 平成30年度片品村営観光施設事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第29号 平成30年度片品村介護保険特別会計予算について
- 日程第17 議案第30号 平成30年度片品村下水道事業等特別会計予算について
- 日程第18 議案第31号 平成30年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第19 議案第32号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 発委第 1号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める意見書
- 日程第21 発委第 2号 若い人も高齢者も安心できる年金制度である全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める意見書
- 日程第22 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第23 字句等の整理委任について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 陳情第 1 号 インフルエンザ予防接種の費用一部補助に関する、陳情書
- 日程第 3 陳情第 2 号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める陳情
- 日程第 4 陳情第 3 号 若い人も高齢者も安心できる年金制度である全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める陳情
- 日程第 5 議案第 18 号 平成 29 年度片品村一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 6 議案第 19 号 平成 29 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 7 議案第 20 号 平成 29 年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 8 議案第 21 号 平成 29 年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 9 議案第 22 号 平成 29 年度片品村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 10 議案第 23 号 平成 29 年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 11 議案第 24 号 平成 29 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 12 議案第 25 号 平成 30 年度片品村一般会計予算について
- 日程第 13 議案第 26 号 平成 30 年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 14 議案第 27 号 平成 30 年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 15 議案第 28 号 平成 30 年度片品村営観光施設事業特別会計予算について
- 日程第 16 議案第 29 号 平成 30 年度片品村介護保険特別会計予算について
- 日程第 17 議案第 30 号 平成 30 年度片品村下水道事業等特別会計予算について
- 日程第 18 議案第 31 号 平成 30 年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 19 議案第 32 号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 発委第 1 号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める意見書
- 日程第 21 発委第 2 号 若い人も高齢者も安心できる年金制度である全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める意見書
- 日程第 22 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第 23 字句等の整理委任について

会議録 1号用紙

片品村議会会議録			第 2 日
平成 3 0 年 3 月 1 3 日			
出席議員 1 0 名		欠席議員 名	欠員 2 名
第 1 番	千 明 勉		(出 席)
第 2 番	後 藤 眞 平		(出 席)
第 3 番	萩 原 正 信		(出 席)
第 4 番	千 明 道 太		(出 席)
第 5 番	高 山 悦 夫		(出 席)
第 6 番	星 野 栄 二		(出 席)
第 7 番			
第 8 番	星 野 精 一		(出 席)
第 9 番	星 野 逸 雄		(出 席)
第 1 0 番	今 井 功		(出 席)
第 1 1 番			
第 1 2 番	入 澤 登 喜 夫		(出 席)

説明のために出席した者の職氏名

村	長	梅	澤	志	洋				
副	村	長	金	子	賢	司			
教	育	長	吉	野	隆	哉			
総	務	課	長	大	竹	光	一		
住	民	課	長	武	藤	秀	文		
保	健	福	祉	課	長	原	澤	博	美
農	林	建	設	課	長	山	崎	康	広
むらづくり	観	光	課	長	戸	丸	権	次	
教育委員会	事務	局	長	星	野	勝	彦		
給食センター	所	長	星	野	孝	俊			
会	計	管	理	者	萩	原	睦	久	

事務局職員出席者

事	務	局	長	萩	原	明	富
係	長	金	子	小	百	合	

議長（千明道太君） 本日の会議を開きます。

午後 1時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（千明道太君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 星野逸雄君及び10番 今井功君を指名します。

日程第2 陳情第1号 インフルエンザ予防接種の費用一部補助に関する、陳情書

議長（千明道太君） 日程第2、陳情第1号 インフルエンザ予防接種の費用一部補助に関する、陳情書を議題とします。

陳情第1号について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 高山悦夫君。

（総務文教常任委員長 登壇）

総務文教常任委員長（高山悦夫君） はい、5番。

委員会の審査結果を報告いたします。

総務文教常任委員会に付託されました陳情第1号の内容は、透析患者はインフルエンザを発症すると重症化しやすく、通院日数も多く働けず収入も少ないため、60歳以下の腎臓病患者もインフルエンザ予防接種の補助をお願いしたいというものです。

3月9日に当委員会を開催し、慎重に審査を行った結果、次のような意見でした。

透析患者の方が自身の車で通院する場合の補助として、以前から、じん臓機能障害者等通院交通費補助金が予算化されており、平成30年度予算においても42万5,000円が予算計上されています。利根沼田腎臓病友の会には、毎年、利根沼田1市1町3村から補助金が支給されていますので、効率的に活用をされるよう願うものです。

また、他の病気を患い、つらい闘病生活をされている村民の方もおられます。これらの問題については利根沼田地域全体の問題として、さらに検討する必要があるという意見でした。

以上のような審査結果を踏まえて、当委員会に諮ったところ、陳情第1号については、趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上を申し上げ、委員長報告といたします。

議長（千明道太君） 委員長報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、陳情第1号 インフルエンザ予防接種の費用一部補助に関する、陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長報告は、趣旨採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号 インフルエンザ予防接種の費用一部補助に関する、陳情書は、委員長報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

日程第3 陳情第2号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める陳情

議長(千明道太君) 日程第3、陳情第2号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める陳情を議題とします。

陳情第2号について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 高山悦夫君。

(総務文教常任委員長 登壇)

総務文教常任委員長(高山悦夫君) はい、5番。

委員会の審査結果を報告いたします。

総務文教常任委員会に付託されました陳情第2号の内容は、高齢者の生活も月単位で送っていることから、その生活に合わせるよう年金支給日を隔月から毎月支給にすることを求める意見書を国に提出してくださいというものです。

3月9日に当委員会を開催し、慎重に審査を行った結果、次のような意見でした。

多くの国民は月単位で生活を送っているが、高齢者の生活を支える年金の支給は偶数月の15日になっています。高齢者の生活実態に合わせ、年金支給日を毎月にし、安心して高齢期を送れるようにすることが重要であることから、本陳情の趣旨を理解し、国に対して意見書を提出するべきであるという意見でした。

以上のような審査結果を踏まえて、当委員会に諮ったところ、陳情第2号については採択すべきものと決定いたしました。

以上を申し上げ、委員長報告といたします。

議長（千明道太君） 委員長報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、陳情第2号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長報告は、採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める陳情は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第4 陳情第3号 若い人も高齢者も安心できる年金制度である全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める陳情

議長（千明道太君） 日程第4、陳情第3号 若い人も高齢者も安心できる年金制度である全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める陳情を議題とします。

陳情第3号について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 高山悦夫君。

(総務文教常任委員長 登壇)

総務文教常任委員長(高山悦夫君) はい、5番。

委員会の審査結果を報告いたします。

総務文教常任委員会に付託されました陳情第3号の内容は、政府は、2003年から年金引き下げを初め、2017年までに8回にわたって引き下げています。2015年には、自動引き下げ装置といわれるマクロ経済スライドを初めて発動し0.9%の引き下げを行いました。少子化と平均寿命の伸びを口実にして今後30年余りも年金を減額し続けようというものです。年金の削減は、高齢者だけの問題でなく、将来の年金生活者にとっても大変深刻な問題であり、地域経済と地方財政に与える影響は大きく、若い人も高齢者も安心できる年金制度である全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める意見書の提出を求めるといいます。

3月9日に当委員会を開催し、慎重に審査を行った結果、次のような意見でした。

全ての高齢者に一定の年齢に達したら国民の基本的生活を支える最低保障年金制度の創設は、無年金者をなくし、制度充実によって低年金という現在の年金制度の問題点を解決し、健康で文化的な最低限度の生活を送る権利を保障するための施策として重要なことから、本陳情の趣旨を理解し、国に対して意見書を提出すべきであるという意見でした。

以上のような審査経過を踏まえ、当委員会に諮ったところ、陳情第3号については、採択すべきものと決定いたしました。

以上を申し上げ、委員長報告といたします。

議長(千明道太君) 委員長報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、陳情第3号 若い人も高齢者も安心できる年金制度である全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号 若い人も高齢者も安心できる年金制度である全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める陳情は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

-
- | | | |
|--------|---------|-----------------------------------|
| 日程第 5 | 議案第 18号 | 平成29年度片品村一般会計補正予算（第5号）について |
| 日程第 6 | 議案第 19号 | 平成29年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 7 | 議案第 20号 | 平成29年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 8 | 議案第 21号 | 平成29年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 9 | 議案第 22号 | 平成29年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 10 | 議案第 23号 | 平成29年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 11 | 議案第 24号 | 平成29年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について |

議長（千明道太君） 日程第5、議案第18号 平成29年度片品村一般会計補正予算（第5号）についてから、日程第11、議案第24号 平成29年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてまでの、以上7件を一括議題とします。

説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

まず、一般会計について、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

次に、6特別会計について、一括して質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長(千明道太君) これから、議案第18号 平成29年度片品村一般会計補正予算(第5号)について討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第18号 平成29年度片品村一般会計補正予算(第5号)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 平成29年度片品村一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決されました。

議長(千明道太君) これから、議案第19号 平成29年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号 平成29年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 平成29年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第3

号) については、原案のとおり可決されました。

議長（千明道太君） これから、議案第20号 平成29年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号 平成29年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 平成29年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

議長（千明道太君） これから、議案第21号 平成29年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号 平成29年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 平成29年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

議長（千明道太君） これから、議案第22号 平成29年度片品村介護保険特別会計補

正予算（第3号）について討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第22号 平成29年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 平成29年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

議長（千明道太君） これから、議案第23号 平成29年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号 平成29年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 平成29年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

議長（千明道太君） これから、議案第24号 平成29年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第24号 平成29年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 平成29年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定されました。

-
- 日程第12 議案第25号 平成30年度片品村一般会計予算について
日程第13 議案第26号 平成30年度片品村国民健康保険特別会計予算について
日程第14 議案第27号 平成30年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
日程第15 議案第28号 平成30年度片品村営観光施設事業特別会計予算について
日程第16 議案第29号 平成30年度片品村介護保険特別会計予算について
日程第17 議案第30号 平成30年度片品村下水道事業等特別会計予算について
日程第18 議案第31号 平成30年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

議長（千明道太君） 日程第12、議案第25号 平成30年度片品村一般会計予算についてから、日程第18、議案第31号 平成30年度片品村後期高齢者医療特別会計予算についてまでの、以上7件を一括議題とします。

説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

まず、一般会計について、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

次に、6特別会計について、一括して質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長（千明道太君） これから、議案第25号 平成30年度片品村一般会計予算について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第25号 平成30年度片品村一般会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 平成30年度片品村一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長（千明道太君） これから、議案第26号 平成30年度片品村国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第26号 平成30年度片品村国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 平成30年度片品村国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長（千明道太君） これから、議案第27号 平成30年度片品村簡易水道事業特別会計予算についてについて、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第27号 平成30年度片品村簡易水道事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 平成30年度片品村簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長（千明道太君） これから、議案第28号 平成30年度片品村営観光施設事業特別会計予算について、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第28号 平成30年度片品村営観光施設事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 平成30年度片品村営観光施設事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長（千明道太君） これから、議案第29号 平成30年度片品村介護保険特別会計予算について討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第29号 平成30年度片品村介護保険特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 平成30年度片品村介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長(千明道太君) これから、議案第30号 平成30年度片品村下水道事業等特別会計予算について討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第30号 平成30年度片品村下水道事業等特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 平成30年度片品村下水道事業等特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長(千明道太君) これから、議案第31号 平成30年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第31号 平成30年度片品村後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 平成30年度片品村後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第32号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
について

議長(千明道太君) 日程第19、議案第32号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第32号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、高齢者の医療費の確保に関する法律の一部が改正されたことに伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容は、住所地特例に係る支給対象者の規定を定めるものでございます。

附則につきましては、1項で施行期日を定め、平成30年4月1日から施行するものでございます。

2項は経過措置を定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(千明道太君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、議案第32号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 片品村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第20 発委第1号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める意見書

議長（千明道太君） 日程第20、発委第1号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

総務文教常任委員長 高山悦夫君。

（総務文教常任委員長 登壇）

総務文教常任委員長（高山悦夫君） はい、5番。

発委第1号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める意見書について、趣旨説明をいたします。

公的年金は、高齢者の生活を支える基本になっています。

年金者組合は、地域の活性化のため、文化レク活動や助け合い活動を通じて一人ぼっちの高齢者をつくらないことを求めて仲間の絆を深めながら活動しています。

また、高齢者の生活の基本である年金制度の改善を求めて、全額国庫負担による最低保障年金制度創設を求めています。1989年に全日本年金者組合は創設され、それ以来毎年仲間を増やし、全国で11万余り、群馬県で2,300人余りの仲間が2つの目標実現に向けて努力しています。

さて、消費生活のサイクルは月単位であり、年金の毎月支給は高齢受給者にとって切実かつ緊急な要求です。毎月支給は国際的標準でもあり、働く者の賃金や生活保護のように早急に実施してください。高齢者の生活も月単位で行われています。年金支給が3か月から隔月になったのが平成2年ですが、それ以来27年も経過しています。しかも先進国では毎月支給は当たり前になっており、日本だけがやられていない実態があります。

川崎市議会委員会においても、政令指定都市国保・年金主管部課長会議が昨年8月に、厚生労働省に対して国民年金に関する要望書を提出し、その中の老齢基礎年金等の支給額等を改善されたいとの項目の中で、年金受給者となってからも現役時代の生活習慣をそのまま継続しやすいよう年金の支払い期日を隔月から毎月へ変更されるようあわせて要望すると毎月支給を要求しています。

国民的要求としても定着しつつあります。毎月支給に関して4,000万年金受給者は誰も反対しておりません。すでに、岩手県議会や宮城県議会では決議しております。ましてや、政党や財界から反対だという声を聞いたこともありません。既に機は熟しています。

このため地方自治法第99条の規定により、年金支給の隔月支給を毎月支給に改める意見書を提出します。

以上でございます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） これで討論を終わります。

これから、発委第1号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める意見書を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号 年金支給の隔月支給を毎月支給に改める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第21 発委第2号 若い人も高齢者も安心できる年金制度である全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める意見書

議長（千明道太君） 日程第21、発委第2号 若い人も高齢者も安心できる年金制度である全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

総務文教常任委員長 高山悦夫君。

（総務文教常任委員長 登壇）

総務文教常任委員長（高山悦夫君） はい、5番。

発委第2号 若い人も高齢者も安心できる年金制度である全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める意見書について、趣旨説明をいたします。

公的年金は、高齢者の生活を支える基本になっています。

年金者組合は、地域の活性化のため、文化レク活動や助け合い活動を通じて一人ぼっちの高齢者をつくらないことを求めて仲間の絆を深めながら活動しています。

また、高齢者の生活の基本である年金制度の改善を求めて、全額国庫負担による最低保障年金制度創設を求めています。

さて、高齢者の生活を支える年金が毎年のように引き下げられています。政府は、2003年から年金引き下げを始め、2017年までに8回にわたって引き下げています。その引き下げの中には、10年以上前に政府自身が高齢者の生活実態を考慮して年金の引き下げを行わず据え置いた年金を特例水準だと2013年10月の1%削減から2年半で2.5%の削減を行いました。

また、2015年には、自動引下げ装置と言われるマクロ経済スライドを初めて発動して0.9%の引き下げを行いました。少子化と平均寿命の伸びを口実にして今後30年余りも年金を減額し続けようというものです。何としても年金を引き下げようというのです。

年金制度は、社会保障政策の根幹にかかわるもので、憲法25条において健康で文化的な最低限度の生活を送る権利を保障するとされています。憲法を年金制度に生かすためには、全ての高齢者が一定の年齢に達したら年金は基本的生活を支えるものであり、最低保障年金制度制定は先進国では常識であり、税負担での最低保障年金制度を日本においても樹立することが今こそ求められています。

このため地方自治法第99条の規定により、最低保障年金制度創設を求める意見書を提出します。

以上でございます。

議長（千明道太君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（千明道太君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) これで討論を終わります。

これから、発委第2号 若い人も高齢者も安心できる年金制度である全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、発委第2号 若い人も高齢者も安心できる年金制度である全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第22 閉会中の継続調査申し出について

議長(千明道太君) 日程第22、閉会中の継続調査申し出についてを、議題とします。

各常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第23 字句等の整理委任について

議長(千明道太君) 日程第23、字句等の整理委任についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会で議決された事件について、その字句及び数字等の整理を要するものについて

は、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千明道太君) 異議なしと認めます。

したがって、字句及び数字等の整理は、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

議長(千明道太君) 第1回定例会の閉会に当たりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る6日開会以来8日間にわたり、条例の制定及び一部改正、工事請負変更契約や平成30年度一般会計及び特別会計予算並びに平成29年度一般会計及び特別会計の補正予算など、多くの重要案件を審議され、全ての案件を議了して、ここに閉会の運びとなりました。これも議員各位のご協力の賜物と感謝を申し上げます。

また、執行部当局におかれましては、議案審議に当たり、十分な対応とご協力をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

厳しい財政事情の中、予算執行に当たっては有効的に執行し、最大の効果を上げまして村民の期待に応えられますようお願いいたします。

これから日一日と春の陽気が感じられますが、皆様には健康に留意され、ますますご活躍されますようご祈念をいたしまして、閉会の挨拶といたします。

議長(千明道太君) この際、村長から挨拶の申し出がありますので、許可します。

村長 梅澤志洋君。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 村長。

閉会に当たりまして、ひと言お礼のご挨拶を申し上げます。

議員各位には、3月6日から本日までの8日間、条例の制定や一部改正、人事案件などのほか、平成29年度一般会計及び特別会計の補正予算並びに平成30年度一般会計及び特別会計の当初予算など、数多くの議案を連日熱心に審議賜り、それぞれ原案どおりご認定をいただきまして、大変ありがとうございました。

また、本会議や常任委員会、あるいは一般質問等でご指導賜りましたことにつきまして、今後の行政執行に当たり、充分心して努めてまいりたいと考えております。

村内外を取り巻く経済状況は、相変わらず厳しいものがあり、これからの村政運営は、今までにも増してしっかりとしたものが求められますので、限られた財源の効果的・効率的な活用を考えながら、戦略的・計画的な財政運営と自主財源の確保に努めてまいります。

本年度も残すところあと僅かとなりましたが、来年度こそは災害のない平穏な年でありますようお願いするとともに、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意されまして、

ますますご活躍くださいますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長（千明道太君） 以上で会議を閉じます。

平成30年第1回片品村議会定例会を閉会します。

午後 2時13分 閉会